

## 令和8年度 子育て支援ホームヘルパー派遣事業受託事業者募集要項

1 草津市では、こどもを養育している家庭にホームヘルパーを派遣し、家事・育児に負担と不安が生じる時期における子育ての安定化を図ることを目的に本事業を実施します。このたび、下記①～③の事業について、ホームヘルパーを派遣する受託事業所を募集します。

2 委託事業（詳細は各事業の「仕様書」を参照のこと）

### ① 多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業

（事業内容）

多胎児を妊娠または3歳未満の多胎児を養育している家庭にホームヘルパーを派遣し、家事・育児に負担と不安が生じる時期における子育ての安定化を図る。

（委託内容）

(1) ホームヘルパー派遣による家事・育児に関する援助

○家事に関するもの

- ・食事の準備および後片付け
- ・住居等の清掃および整理整頓
- ・衣類の洗濯
- ・生活必需品の買い物
- ・その他必要と認める家事援助

（庭木の手入れ、草むしりおよび屋外の清掃・整頓等を除く。）

○育児に関するもの

- ・食事および授乳介助
- ・おむつ交換
- ・沐浴介助
- ・乳幼児の兄姉の育児
- ・通院等の介助
- ・育児相談
- ・その他必要な育児

(2) 各月の実績・利用者の状況を市へ報告（派遣状況を1月ごとに取りまとめ、事業実績報告書により、翌月10日までに提出し支払いを受ける）

(3) その他、上記に付随する業務（台帳の整備・事業報告等）

（派遣時間等）

- ・1日1回、1回当たり2時間が限度（通院等の介助の場合は4時間が限度）
- ・利用日時 月曜日～金曜日 午前7時から午後7時まで

（祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

（委託料等）

- ・ホームヘルパー派遣委託料（1時間あたり） 3,000円（非課税）

## ② ヤングケアラーヘルパー派遣事業

(事業内容)

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるおおむね18歳までの子ども・若者（以下「児童」という。）がいる家庭に対し、ヘルパーを派遣し、家事、育児等に関する支援を行うことにより、児童およびその家庭の負担軽減を図る

(委託内容)

### (1) ホームヘルパー派遣による家事・育児等に関する援助

○家事に関するもの

- ・ 食事の準備、片付け
- ・ 衣類の洗濯、補修
- ・ 居室等の掃除、整理整頓
- ・ 生活必需品の買い物
- ・ 家事に関する簡易な相談助言
- ・ その他必要と認める家事援助

(庭木の手入れ、草むしりおよび屋外の清掃・整頓等を除く。)

○育児に関するもの

- ・ 家庭の児童の世話
- ・ 育児に関する簡易な相談助言
- ・ その他必要と認める育児援助

○その他必要な支援

(2) 各月の実績・利用者の状況を市へ報告（派遣状況を1月ごとに取りまとめ、事業実績報告書により、翌月10日までに提出し支払いを受ける）

(3) その他、上記に付随する業務（台帳の整備・事業報告等）

(派遣時間等)

- ・ 回数：1日2回まで
- ・ 時間：1回あたり2時間まで、月8時間まで
- ・ 日時：月曜日～金曜日 午前7時から午後7時まで  
(祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く)

(委託料等)

- ・ ホームヘルパー派遣委託料（1時間あたり） 3,000円（非課税）

## ③ 養育支援ヘルパー派遣事業

(事業内容)

小学校就学の始期に達するまでの児童を養育している家庭または妊娠中の方のいる家庭で、特に保護者の養育を支援することが必要な家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事・育児支援を行い、保護者の負担軽減、児童の健全な育成、虐待の未然防止を図る。

(委託内容)

### (1) ホームヘルパー派遣による家事・育児に関する援助

○家事に関するもの

- ・ 食事の準備および後片付け
- ・ 居室等の清掃および整理整頓
- ・ 衣類の洗濯、補修
- ・ 生活必需品の買い物
- ・ 家事に関する簡易な相談助言
- ・ その他必要と認める家事援助

(庭木の手入れ、草むしりおよび屋外の清掃・整頓等を除く。)

○育児に関するもの（保護者のもとでの実施）

- ・ 食事および授乳介助
- ・ おむつ交換
- ・ 沐浴介助
- ・ 育児に関する簡易な相談助言
- ・ 対象児の兄弟姉妹（就学前）の育児
- ・ 対象児の通院等の介助
- ・ 母通院等における対象児の預かり（母の通院に同行）
- ・ その他必要と認める育児援助

(2) 各月の実績・利用者の状況を市へ報告（派遣状況を1月ごとに取りまとめ、翌月10日までに事業実績報告書と請求書を提出し支払いを受ける）

(3) その他

- ・ 回数：1日2回まで
- ・ 時間：1回あたり2時間まで
- ・ 日時：月曜日～金曜日 午前7時から午後7時まで  
(祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）
- ・ 委託料：1時間あたり3,300円（非課税）

※令和8年3月下旬の草津市議会の当該事業にかかる予算の議決結果次第では、実施内容が変更となる場合があります。

### 3 公募の条件

(1) 事業委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(2) 受託に関わる次の基本的事項を満たしている事業者であること

- ・ 法人格を有し、原則、草津市内に事務所・事業所を有していること。
- ・ 介護保険法第70条に基づき指定された指定居宅サービス事業者または障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第36条に基づき指定された指定障害福祉サービス事業者であること。
- ・ 子育て支援ができるホームヘルパーを確保していること。

(3) ホームヘルパーは、次の各号のすべての要件を満たす者とする。

- ・保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭、児童指導員、介護福祉士または介護所職員初任者研修（旧ホームヘルパー２級）以上のいずれかの資格を有すること。
- ・子育て経験者もしくは子育てに関する事業に従事した経験者であること。
- ・心身ともに健全であること。
- ・家事または育児に関する援助を誠実かつ適切に提供できる資質と能力を有すること。

#### 4 受託希望申請手続きについて

次のとおり受託申込書および添付資料を提出期限内に、提出場所に持参または郵送してください。

(1) 提出書類

- ア 令和８年度子育て支援ホームヘルパー派遣事業受託申込書 １部
- イ 事業所概要がわかるリーフレット等 １部

(2) 提出期限

令和８年３月３０日（月） ※郵送は提出期限到着分まで受け付けます。

なお、随時募集については、令和８年４月１日以降に詳細をホームページに掲載予定です。

(3) 提出先

草津市子ども若者部子ども家庭若者課（さわやか保健センター２階）

#### 5 問い合わせ先

① 多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業

草津市子ども家庭若者課子ども家庭係 担当：幾原・宇野

電 話：０７７－５６１－２３６４ FAX：０７７－５６１－６７８０

E-mail：kodomocity.kusatsu.lg.jp

② ヤングケアラーヘルパー派遣事業

草津市子ども家庭若者課子ども若者係 担当：新庄

電 話：０７７－５６１－６８９９ FAX：０７７－５６１－６７８０

E-mail：kodomocity.kusatsu.lg.jp

③ 養育支援ヘルパー派遣事業

草津市家庭児童相談室 家庭児童相談係 担当：山元

電 話：０７７－５６１－２４６０ FAX：０７７－５６１－６７８０

E-mail：kateijido@city.kusatsu.lg.jp